

上下水道・ガス

企業局のホームページ

<https://www.city.otsu.lg.jp/kigyoo/>

工事の申込みは

水道・ガス・下水道工事(新設、増設、変更、撤去等)の申込みは、大津市指定の工事店へご連絡ください。

申込みいただくと、工事店がお宅へお伺いし、工事費を概算で見積ります。

指定工事店でないと工事をする事ができません。指定工事店の一覧表は、ホームページに掲載しています。

※指定工事店についてはお客様設備課へお問い合わせください。

詳しくは **企業局お客様設備課** ☎528-2605

使用開始、休止の申込みは

水道・下水道の使用開始、休止についての受付や現地開閉栓業務は、通年(年始の1月1日から1月3日を除く)とし、開閉栓の申し込みは実施日の5日前までをお願いします。

窓口受付 9:00~17:00

電話受付 8:40~18:30(平日)

8:40~17:25(土・日・祝日)

また、水道・下水道の使用開始、休止については、インターネットでも受付しております。

詳しくは、大津市企業局ホームページをご覧ください。

※ガスの使用についてはお客様によってガスの使用(開栓)、休止のご連絡先が異なりますので「水道・ガス等ご使用量のお知らせ」(検針票)に記載しております小売事業者欄をご確認ください。

詳しくは **企業局お客様センター** ☎528-2603

料金等のお支払いは

検針後、ご使用量から料金を計算して納付書をお送りします。取扱金融機関、コンビニエンスストア、スマートフォン決済、企業局お客様センター、支所でお支払いいただけます。(ただし、コンビニエンスストア、スマートフォン決済でのお支払いは、納期限内に限ります。)

お支払いには、便利な口座振替をぜひご利用ください。口座振替は、取扱金融機関の窓口でお申し込みいただけます。

また、クレジットカードでのお支払いも可能です。ご希望の場合は、お申込みが必要となりますので、企業局お客様センターまでお問い合わせください。

【口座振替取扱金融機関】

滋賀銀行、みずほ銀行、関西みらい銀行、京都信用金庫、福井銀行、京都銀行、三井住友信託銀行、京都中央信用金庫、近畿労働金庫、滋賀県信用組合、京滋信用組合、滋賀県民信用組合、近畿産業信用組合、レーク大津農業協同組合、ゆうちょ銀行、三菱UFJ銀行、滋賀中央信用金庫

【お支払い可能なクレジットカード】

ビザ、マスター、ジェーシービー、セゾン、ユーシー、ダイナース、アメリカンエクスプレス

【お支払い可能なスマートフォン決済】

PayB、LINE Pay、楽天銀行、PayPay、ゆうちょPay

- 一般家庭の1か月の水道料金は、例えば20㎡のご使用で2,772円、また、下水道使用料は、使用される水量に応じていただきますので、1か月20㎡のご使用で2,931円となります。
- なお、ガス料金につきましては、ご契約中のガス小売事業者にお問い合わせください。
- メーターの検針は、水道が2か月ごと、ガスは毎月です。水道・ガス料金及び下水道使用料は、毎月のご請求となります。
- 最新のお支払い先については、ホームページでご確認ください。

※大津市企業局は、ガス小売事業に係る業務をPFI法(民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律)に基づき、びわ湖ブルーエナジー(株)より受託しています。

詳しくは **企業局お客様センター** ☎528-2603



水道・ガス修繕のお問合せは

水道・ガスの故障等による修繕は、24時間体制で対応していますので企業局保安センターまでご連絡ください。

詳しくは 企業局保安センター ☎528-2607

ガス漏れは夜中でもすぐ連絡を

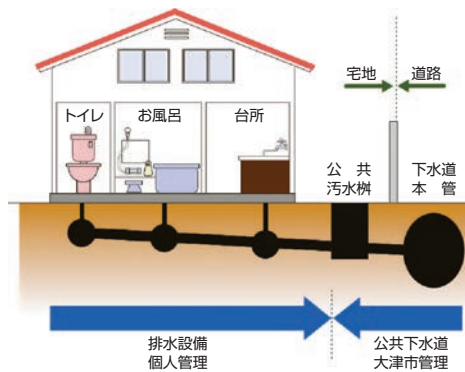
緊急通報 ☎523-1231

《ガス漏れに気がいたら》

- 1.窓や戸を大きく開けましょう。
 - 2.ガス栓やメーターガス栓を閉めましょう。
 - 3.すぐ企業局保安センター(上記電話番号)へ連絡してください。
- 火気厳禁
火気は絶対に使わず、換気扇や電灯など電気スイッチ類にもふれないようにしてください。
 - 地震や火災の時もあわてずに
地震や火災の時は、ご使用中のガス器具の器具栓・ガス栓を閉め、火を消してください。

排水設備の維持管理は

家庭からの汚水を、公共下水道に流すために、宅地内に設置された桧や排水管を排水設備といいます。これら排水設備は個人の財産となりますので、個人で維持管理を行っていただくことになります。

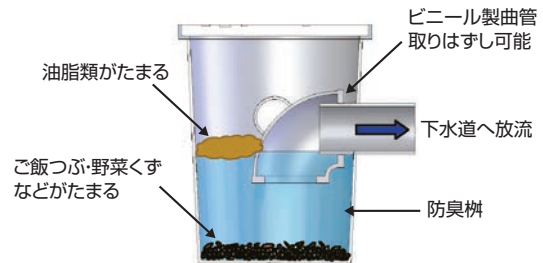


排水設備が詰まったとき

詰まった箇所によって管理区分が左の図のようになります。大津市の管理する桧より上流は、使用されているみなさまが管理する部分になりますので、大津市下水道排水設備指定工事店に連絡をしてください。

※家庭の下水が詰まって流れない原因のほとんどが防臭桧の掃除が出来ていない場合です。防臭桧とは、台所からでるご飯つぶ、野菜くず、食用油などをためる構造になっており、放っておくと油脂類が桧の中で固まり、掃除しないと悪臭やつまりの原因となりますので、1か月に1回くらいは網しゃくし等で清掃してください。

なお、食用油の廃油等、油脂類は直接排水しないよう新聞紙等で吸い取り処分してください。



また、大津市ではディスポーザ単体での使用は認めておりません。なお、生ごみを粉碎した後、排水処理槽で処理する「ディスポーザ排水処理システム」(旧建設大臣の認可を受けたものなど)は、協議の上、適切な維持管理をされる場合に限り使用が可能です。

公共下水道を守るため、みなさまのご協力をお願いします。

詳しくは 企業局お客様設備課 ☎528-2605



くらし・環境





下水道本管の修繕は 公共下水道がつまったとき

下水道本管(道路)から宅地に向かって一つ目の桝(公共汚水桝)までは、大津市の管理する場所です。(前頁参照)
公共下水道がつまった場合は、維持管理課(☎528-2609)(閉庁時間は㈱ウォーターエージェンシー☎528-6077)にご連絡ください。

道路上の下水道マンホールの蓋のがたつき等の異変を発見した場合も、危険防止のため維持管理課にご連絡ください。

詳しくは 企業局維持管理課 ☎528-2609

水洗便所への改造は

水洗便所に改造することのできる区域(供用開始区域)では、下水道法の規定により3年以内に改造するよう義務付けられています。

水洗便所の改造工事を含め、排水設備の工事は、大津市指定の工事店でないと工事をすることはできません。直接、工事店へ申し込んでください。

詳しくは 企業局お客様設備課 ☎528-2605

助成制度は

水洗便所改造費補助金

供用開始の告示があった地域で、3年以内に既設のくみ取り便所を水洗便所に改造される方又はし尿浄化槽を公共下水道に接続替えをされる方に交付します。

●対象者

次の1～4のいずれにも該当する方です。

1. 市民税が非課税又は均等割のみが課税されている方で構成されている世帯に属する方
2. 改造等をする便所をその方の世帯の構成員が専ら使用すること。
3. 居住用の建築物を所有している方、又は賃借している方で、改造工事の実施について所有者の同意を得ている方
4. 市税及び下水道受益者負担金の滞納がない方

●補助金額

交付の対象経費の1/2の額で上限は97,000円

●手続

大津市水洗便所改造費補助金交付申請書に、世帯全員の住民票、非課税証明書、納税証明書、借地の場合は土地所有者の、借家の場合は家屋所有者の承諾書を添えて、着工前に工事店を通じてお客様設備課に提出してください。

生活保護世帯水洗便所改造等補助金

生活保護法に基づく生活扶助を受けている方が、くみ取り便所等を水洗便所に改造される場合に補助金を交付します。

●補助金額

補助金交付の対象となる工事費用の全額

●手続

大津市生活保護世帯水洗便所改造等補助金交付申請書(実印を押印)に印鑑証明書一通を添えて、工事店を通じてお客様設備課に提出してください。

自家用汚水ポンプ施設設置等補助金

河川等による障害又は低地等立地条件により、汚水を下水道本管(道路)へ自然流下によって直接排除することが困難な家庭の方が、既設のくみ取り便所の水洗化等のため、自家用汚水ポンプ施設を設置し又は既存の自家用汚水ポンプ施設を更新される場合に補助金を交付します。

1. 新設の場合

●補助金額

自家用汚水ポンプ施設設置工事(圧送管・汚水槽及び汚水ポンプ)費用の全額。ただし、電気の引き込み工事は除きます。

●手続

大津市自家用汚水ポンプ施設設置等補助金交付申請書に、納税証明書を添えて指定工事店を通じてお客様設備課に提出してください。

●その他

建物を改築する場合に施設設置を行う方にも補助します。ただし、市税や受益者負担金の滞納者及び新築の場合、会社・法人などには交付できません。

2. 更新の場合

●補助金額

設置又は更新後8年以上経過した、汚水槽、汚水ポンプ施設の更新費用に80/100を乗じて得た額。ただし、その額が1万円未満は補助しません。

●手続

大津市自家用汚水ポンプ施設設置等補助金交付申請書に、納税証明書を添えて指定工事店を通じてお客様設備課に提出してください。

●その他

市税や受益者負担金、下水道使用料の滞納者には、交付できません。

詳しくは 企業局お客様設備課 ☎528-2605

